

処分取消を求めて提訴

組合員のみなさん！ 国労・ユニオン組合員のみなさん！

14日、斉藤書記長への根拠を示すことのないままかけられた「減給処分」の無効を求めて東京地方裁判所に訴状を提出し、受理されました。

書記長は、2月3日乗務点呼の終了間際に小川助役から「臭いがします」と突然言われアルコール検知を指示されましたが、計測の結果は「乗務（操縦）不可」の基準を下回りました。



しかし、1時間半も経過した

後、再測定をしないまま大島副所長、斉藤総務科長、脇運転科長から「酒臭い。乗務させられない」と通告されたのです。そして16日には「酒気を帯びて業務に就いた」を理由とした「減給」処分の通告を受けました。

組合員のみなさん！ 国労・ユニオン組合員のみなさん！

JR東海に「酒気帯び」とは何かという基準があると思いますか？就業規則に基準は全くありません。唯一あるのは、安全対策部が示している「乗務（操縦）不可」の基準としての0.10mg/Lだけです。しかし書記長はその基準を下回っていたのに就業規則で「酒気帯び」とされたのです。

会社は「酒気帯び」とは「こうだ」と具体的に示さなければなりません、苦情処理会議でも本部や地本の解明要求でも明らかに出来ないのです。これは、アルコール検知器＝機械では「酒気帯び」でないにもかかわらず、根拠もなく管理者の主観だけで「酒気帯び」としたということではありません。

国労・ユニオン組合員のみなさん！

私たち東海労は、つくられた「酒気帯び」



提訴後の 総決起集会

を理由にした不当処分を撤回させる闘いをします。そして、職場ではこれまで通り、働きやすい職場にするための取り組みを続けます。皆さんも、働きやすい職場にするために一緒に声を出して、職場を変えましょう。